

【令和5年6月19日～7月31日までに申請できなかった方が対象です】

令和5年度 東京都私立高等学校等 授業料軽減助成金 追加申請のお知らせ

当該助成金については、令和5年6月19日から7月31日まで、今年度から開始したオンラインによる申請受付を実施したところです。

10月にご案内しましたとおり、申請方法の変更に伴い上記期間に申請できなかった方を対象に、令和5年度に限った特別措置として、郵送による追加申請の機会を設けることといたしました。

1 追加申請期間

令和5年12月11日(月)～令和5年12月22日(金)

※ 12月22日消印有効。期間外の申請につきましても受け付けできません。

※ 「授業料軽減助成金」は、「就学支援金」と別の助成制度です。就学支援金とは別に申請が必要です。

2 結果通知及び助成金振込時期

✉ 3月中下旬 結果の通知、申請者口座への振込

※ 結果の通知は、郵送でお知らせします。

※ 追加申請はオンライン申請ではないため、オンライン上(マイページ)での審査結果の確認はできません。

3 申請の方法

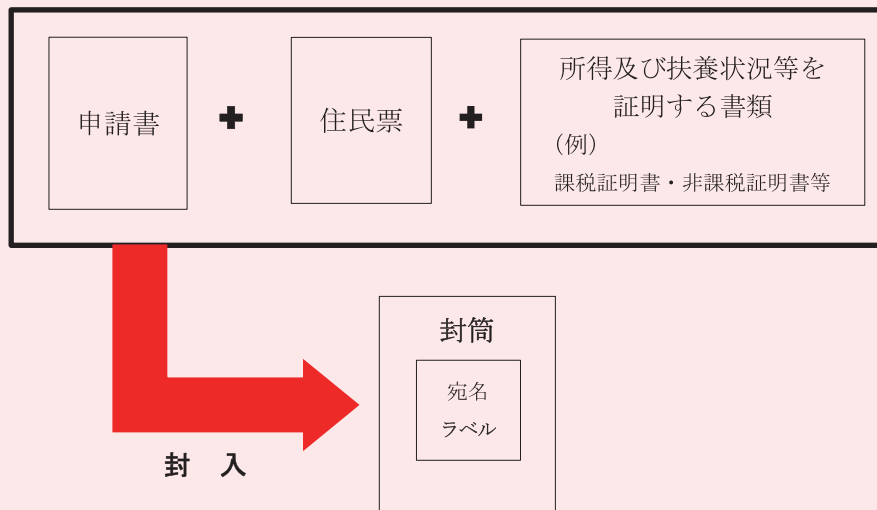
※宛名ラベルを封筒に貼ってご郵送ください。

申請に必要な書類を郵便局の窓口で「特定記録郵便」にてお出しください。

※ 詳しくは3ページの⑥「申請に必要な書類一覧」をご参照ください。

※ 兄弟姉妹で申請の場合は、それぞれ必要書類をご用意のうえ、封筒に「2名分申請」と記載し郵送してください。

※ ご提出いただいた書類は審査結果に関わらず返却いたしません。



宛名ラベル

〒162-8799
牛込郵便局留
(公財) 東京都私学財団
授業料軽減担当 行

※上記を切り取ってご使用ください。

4 対象となる申請者の要件と金額

対象となる申請者は、生徒の保護者等で下記の(1)～(3)のすべての要件に該当する方です。

(1) 保護者(申請者)と生徒が、令和5年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に居住

※生徒が、学校の指定する寮に入り、都内から都外に移り住んだ場合は助成の対象となります。財団指定の「入寮証明書」をご提出ください。

(2) 申請日時点に、下記の①～⑤のいずれかの私立学校及び課程に在学する生徒の保護者

- ①私立高等学校(全日制課程、定時制課程)
- ②私立中等教育学校後期課程
- ③私立特別支援学校の高等部
- ④私立高等専門学校(1～3年)
- ⑤私立専修学校高等課程(1年6カ月制の場合は令和4年10月入学者及び令和5年4月入学者の保護者)

(3) 次の対象世帯区分A～Dのいずれかに該当する方(※該当の可否に関するお電話での案内はできませんのでご了承ください)

対象世帯区分		軽減額(年額)※5
A	区市町村民税課税標準額×6%※1-区市町村民税調整控除相当額※2が、154,500円未満の世帯	79,000円
B	区市町村民税課税標準額×6%※1-区市町村民税調整控除相当額※2が、304,200円未満の世帯	356,200円
C	上記Bの基準を超過する場合で、世帯人数に対応した基準額以下の世帯※3	
D	上記Cの基準を超過する場合で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯※4	59,400円

※1・令和5年度の課税証明書を使用

・申請する保護者等の生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が同学年の生徒よりも1年遅くなる場合(平成19年1月2日から4月1日生まれの生徒が該当)は、当該早生まれの生徒の判定に用いる課税標準額から33万円を控除した金額を用いて算定基準額を算出します。

※2 調整控除相当額について

- ・所得のある保護者等が1名のみの世帯又は保護者等2名に所得があり、配偶者控除を受けている世帯=1,500円
- ・保護者等2名に所得があり、配偶者控除を受けていない世帯(配偶者特別控除を受けている世帯を含む)=3,000円

※3 詳しくは、下記の「5」 「対象世帯区分Cの「基準額表」」をご参照ください。

※4 世帯において税法上扶養する23歳未満の子が3人以上いることが条件です。税法上扶養するとは、令和4年12月31日時点で扶養しているものとして住民税の申告をしている状態となります。なお、令和5年1月1日～5月1日の間に生まれた子は、扶養する23歳未満の子の人数に含めます。

※5 授業料軽減助成金の軽減額(年額)は、就学支援金との合計額が最大47万5千円の範囲内で、保護者が実際に負担する授業料が上限となります。表記の軽減額(年額)より減額となる場合があり、また、就学支援金により授業料が全額軽減される場合は、授業料軽減助成金は支給されません。

5 対象世帯区分Cの「基準額表」

対象世帯区分Bの基準を超過する場合で、かつ、令和5年度の基準額【区市町村民税課税標準額×6%-区市町村民税調整控除相当額】が下記に定める世帯人数に対応した基準額以下の世帯であれば、[4](3)の「C世帯人数に応じた基準額以下の世帯」に該当します。

世帯人数は、申請者及びその配偶者と、それぞれの税法上の扶養人数(課税証明書・非課税証明書に記載された人数)の合計人数となります。

I. ひとり親家庭及び配偶者控除を受けている世帯に該当する方

⇒申請者(保護者)1人のみ所得がある世帯で、ひとり親家庭又は配偶者の収入(パート等)が[配偶者控除]の範囲内の所得の世帯です。

II. 配偶者控除を受けていない(ひとり親家庭を除く)世帯に該当する方

⇒申請者(保護者)とその配偶者が共に所得がある世帯で、[配偶者控除]を受けていない世帯又は配偶者に収入があり、[配偶者特別控除]を受けている世帯です。

I. ひとり親家庭及び配偶者控除を受けている世帯			
世帯人数	5人	6人	7人
基準額	313,800円以下	327,600円以下	358,680円以下
世帯人数	8人以上		
基準額	358,680円に世帯人数が1人増すごとに31,080円を加えた額以下		

II. 配偶者控除を受けていない(ひとり親家庭を除く)世帯					
世帯人数	3人	4人	5人	6人	7人
基準額	320,340円以下	378,120円以下	438,060円以下	451,860円以下	482,940円以下
世帯人数	8人以上				
基準額	482,940円に世帯人数が1人増すごとに31,080円を加えた額以下				

世帯人数の数え方

世帯人数とは、「申請者とその税法上扶養する人数」と「配偶者とその税法上扶養する人数」の合計人数(課税証明書・非課税証明書に記載された扶養人数)となります。

申請前に扶養人数の確認をしてください。扶養の申告漏れがある方は、修正申告後に申請してください。

なお、扶養人数は住民票に記載された人数と一致するとは限りません。

○一人暮らしの兄弟姉妹 …………… 生徒の兄(姉)が大学生で下宿等により住民票が別になっている場合でも、税法上で扶養関係があれば世帯人数に含めます。兄弟姉妹の「住民票」の提出は不要です。

○今年4月に就職した兄弟姉妹 …… 今年1月1日以降の扶養関係に異動があり、申請時点で住民票が別になっているとしても、昨年扶養に入っていた場合には税法上の扶養人数に入っているため、世帯人数に含むこととなります。

6 申請に必要な書類一覧

必要な書類	対象	発行機関
<p>① 令和5年度私立高等学校等 授業料軽減助成金 交付申請書</p> <p>※申請書は、財団ホームページ(https://www.shigaku-tokyo.or.jp/add_app.html)からダウンロードしてください。</p> <p>都内校に在籍する生徒で5月末までに就学支援金を申請されている方のみ、就学支援金申請システム (e-Shien) のログインID及び就学支援金受付番号の記載が必要です。詳しくは、下記 ⑦ 「Q&A」のQ3をご確認ください。</p>  <p>申請書はこちら</p>	全ての申請者	
<p>② 住民票 (コピー可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の記載があるもの ・マイナンバー (個人番号) の記載がないもの ・続柄の記載があるもの ・令和5年5月1日以降の発行で、申請日前3カ月以内の発行のもの 	全ての申請者	区市町村役所(場)
<p>所得及び扶養状況等を証明する書類 (下記のいずれか)</p>		
<p>③ 生活保護受給証明書(コピー可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒及び申請者 (保護者) の世帯全員が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの ・令和5年5月1日以降発行、申請日前3ヶ月以内の発行のもの 	生活保護を受給している方	福祉事務所
<p>④ 令和5年度 課税証明書、非課税証明書(※1)(※2)(コピー可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の扶養の記載があるもの(名前は必要ありません。) ・扶養人数 (内訳) の記載があるもの ・申請者及びその配偶者のもの (※3) <p>※1 扶養の申告漏れがある場合は、修正申告後に課税・非課税証明書を提出してください。</p> <p>※2 「源泉徴収票」「納税通知書」「特別徴収額決定通知書」は受付できません。</p> <p>※令和5年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。</p> <p>海外に赴任している方について</p> <p>「課税証明書・非課税証明書」が入手できない場合は、勤務先発行の給与の支払証明書が必要となります。個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、下記 ⑧ 「問合せ先」へご相談ください。</p> <p>※3 配偶者の『課税証明書・非課税証明書』について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者控除」の適用が無い(所得が1000万を超える方の同一生計配偶者又は配偶者控除を含む) 場合 ・「配偶者特別控除」の適用を受けている場合 ・申請者が自営業で、その配偶者が「事業専従者」の場合 ・申請者が「配偶者控除」を受けており、配偶者に住民税が課税されていないことが確認できる場合 ➡ 配偶者の証明書は不要です。 	生活保護を受給していない方	区市町村役所(場)
<p>⑤ 入寮証明書</p> <p>・詳しくは、下記 ⑦ 「Q&A」のQ4をご確認ください。</p>	学校の指定する寮に入寮している生徒	学校

7 Q&A ~よくお問合せを頂くご質問 (お問合せの前にご覧ください) ~

1. 申請について

Q1. 昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要ですか。

A. 必要です。必ず学年(年度)ごとに申請してください。「申請は年度に1回のみで、在学中の助成回数は正規の修業年限の範囲内となります。なお、学年をさかのぼっての申請はできませんので、ご注意ください。

Q2. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。

A. 併用できます。ただし、「授業料軽減助成金」は「就学支援金」との支給総額は、最大47万5千円の範囲内で、保護者が負担する授業料が軽減額の上限になります。学校の制度等で授業料が全額免除されている場合は、対象となりません。なお、「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。

Q3. 申請書に記入する「就学支援金申請システム (e-Shien) のログインID」と「就学支援金受付番号」は何を見ればわかりますか。

A. 「就学支援金申請システム (e-Shien) のログインID」は、学校から配布される「ログインID通知書」をご確認ください。「就学支援金受付番号」は、次の手順でご確認ください。
 <e-Shienにログイン➡「認定状況」の表示をクリック➡「審査結果情報」に記載されている受付番号を確認>
 なお、都内の学校に通われていて、5月末までに就学支援金を申請している方のみ記入が必要となります。

- Q 4. 保護者（申請者）は都内に居住しており、生徒が都外（寮）に居住しています。申請できますか。**
 A. 生徒が入学決定後都内から都外に移動し、学校が指定する寮に入っている場合は申請できます。ただし、私学財団ホームページの様式集に掲載の②-1の7「入寮証明書」(https://www.shigaku-tokyo.or.jp/files/jugyoryo/nyuryo.pdf)を印刷し、在籍している学校の証明（学校長の押印）を受けたものを申請に添付する必要があります。
- Q 5. 住民票を都内に移したのが、令和5年6月10日です。申請できますか。**
 A. 申請できません。保護者（申請者）と生徒が令和5年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に居住していることが必要です。
- Q 6. 生徒が高等学校を卒業後、専修学校高等課程に入学しました。申請できますか。**
 A. 申請できます。
- Q 7. 授業料の支払いが遅れていますが、「授業料軽減助成金」の交付対象になりますか。**
 A. 交付対象になりますが、納付済みの授業料が軽減額の上限となります。
- Q 8. 都外に転居の予定がありますが、申請できますか。**
 A. 令和5年5月1日から申請時まで引き続き都内に居住していれば対象となります。申請後に転居される場合は、必ず郵便局に転送届を提出してください。
- Q 9. 保護者（申請者）は都内に居住していますが、生徒が高等学校に入学後に、5月30日から留学をしました。申請できますか。**
 A. 学校が認める海外留学であれば、保護者（申請者）が補助事業実施年度の5月1日から申請時まで引き続いて都内に住所を有しており、在籍する国内の学校で授業料が発生している場合は助成の対象となります。なお、在学中の助成回数は正規修業年限の範囲内となります。

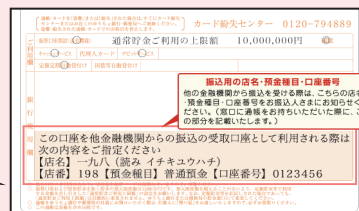
2. 申請者について

- Q10. 生徒の両親以外が生徒を扶養している場合は申請できますか。**
 A. 生徒の親権者をご申請ください。ただし、ご事情により親権者以外の他の人の収入により生計を維持している場合は、その人が申請してください。詳しくは、詳しくは、下記⑧「問合せ先」へご相談ください。
- Q11. 高校3年生の生徒が成人（18歳）しましたが、保護者ではなく、生徒本人が申請者となりますか。**
 A. 生徒が成人（18歳）に達した以後も、家族構成等に変更がなく、成人に達する日以前の日ににおいて保護者であった者（両親等）の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、保護者（両親等）が申請してください。
- Q12. ひとり親家庭です。申請できますか。**
 A. 申請することができます。必要書類等ご不明な点につきましては、下記⑧「問合せ先」へご相談ください。
- Q13. 令和5年1月1日以降にひとり親になったため、「課税証明書」に生徒の扶養が載りません。申請できますか。**
 A. 申請できます。令和5年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」の写しを添付してください。
- Q14. 保護者がいません（成人している場合等）。本人が申請できますか。**
 A. 生徒が、他の人（配偶者等）の収入により生計を維持している場合はその人（配偶者等）が申請してください。生徒本人のみで本人の生計を維持していることが確認できるなど、一定の条件に該当する場合は、生徒本人が申請者となることができます。詳しくは、下記⑧「問合せ先」へご相談ください。
- Q15. 保護者が単身赴任（海外含む）のため都内にいない場合は申請できますか。**
 A. 都内居住の保護者（親権者等）が別におり、その方が申請者であれば申請できます。また、単身赴任者の「所得及び扶養状況等を証明する書類」も必要となります。
- Q16. 保護者が海外に赴任しており、「課税証明書・非課税証明書」が入手できません。申請できますか。**
 A. 都内居住の保護者（親権者等）が別におり、その方が申請者であれば申請できますが、勤務先発行の「給与支払証明書」が必要となります。
 個別の事情により申請の可否や必要書類が異なりますので、詳しくは、下記⑧「問合せ先」へご相談ください。

3. 振込先口座について

- Q17. 振込先口座は配偶者や生徒の名義の口座でも振り込まれますか。**
 A. 振り込みできません。振込先口座は、必ず申請者名義（個人）の口座を記入してください。
- Q18. ゆうちょ銀行の店名・口座番号はどうやって確認できますか。**
 A. ゆうちょ銀行の窓口に通帳を提示し印字をすると、振込用の店名・口座番号が印字されます。通帳に最初から記載されている「記号」・「番号」ではありません。

ゆうちょ銀行の店名・口座番号の通帳記載例
 【店名】一九八 【店番号】198 【口座番号】0123456



8 問合せ先

※申請受付期間中など、時間帯により電話がつながりにくい場合がありますのでご理解のほどお願い申し上げます。

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当

☎(03)5206-7925 (土日・祝日・年末年始を除く9:15~17:00)

東京都私学財団

検索

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校法人、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。